

令和 7 年度 磐田市道路照明灯点検業務委託
見積仕様書

- 1 業務名 令和 7 年度 磐田市道路照明灯点検業務委託
- 2 委託期間 契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日まで
- 3 委託場所 磐田市 磐田地区内
- 4 委託内容 以下のとおり

第 1 条 業務の目的

本業務は、「小規模附属物点検要領 平成 29 年 3 月 国土交通省道路局」(以下「点検要領」という)に基づき、磐田市自治市民部自治デザイン課が管理する道路照明灯を対象に点検を行い、変状を早期に発見するとともに、対策の要否を判定することにより、道路利用者及び第三者被害の恐れのある事故を防止し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ること、また、本業務の点検結果及び令和 5 年度以前に灯具の LED 化が行われた施設の情報を道路照明施設管理台帳に更新することで、道路照明施設の円滑かつ効率的な維持管理を行うことを目的として実施する。

第 2 条 業務対象区域

本業務の対象地区は、磐田市 磐田地区内とする。

なお、以下の基数を対象として業務を実施する。

道路照明灯点検 80 基

道路照明施設管理台帳更新 180 基（道路照明灯点検を実施した 80 基を含む）

第 3 条 適用基準等

業務の実施は、本特記仕様書によるほか、以下の基準等に準拠して実施する。

- ・業務委託共通仕様書 令和 6 年度版（令和 6 年 12 月）静岡県交通基盤部
- ・小規模附属物点検要領 平成 29 年 3 月 国土交通省道路局
- ・その他 関連基準

第 4 条 業務内容

1. 道路照明灯点検

(1)計画準備

- ・業務計画書作成

共通仕様書第 1112 条に基づき、業務計画書を作成し監督員に提出する。なお、共通仕様書第 1112 条に定める事項に加え、共通仕様書第 1132 条に定める安全等

の確保についても記載する。また、現地踏査の結果等により、内容に変更が生じた場合は、監督員と協議のうえ必要に応じ、変更業務計画書を提出するものとする。

- ・資料収集

業務目的を把握した上で、点検に必要な既存資料を収集整理する。

(2)調査計画書作成

- ・現地踏査

点検に先立って、現地踏査を行い、道路照明灯の変状（劣化・損傷等）程度を把握するほか、点検に伴う交通規制の要否、近接方法等（仮設備や建設機械）について、概況を調査し記録する。

- ・点検実施計画書作成

現地踏査終了後、速やかに点検実施計画書を作成し、監督員に提出する。なお、点検実施計画書に記載する事項は次のとおりとする。

業務内容

- (ア)点検対象位置図
- (イ)業務実施方針（点検方法）
- (ウ)実施体制
- (エ)実施工程表
- (オ)仮設備計画
- (カ)使用建設機械
- (キ)安全管理計画（交通規制含む）
- (ク)環境対策
- (ケ)連絡体制（緊急時含む）
- (コ)その他監督員が必要と認めたもの

- ・現地計測

必要に応じて、地上高等の簡易な現地計測を実施するものとする。

(3)道路照明灯点検

- ・詳細点検

点検は、予め特定した弱点部に対して近接目視するものとし、必要に応じて触診や打音検査を含む非破壊検査等を併用して行う。また、点検は、梯子、高所作業車等を利用して部材に近接するものとするが、近接目視が物理的に困難な場合は、技術者が近接目視によって行う評価と同等の評価が行える方法を、監督員との協議により採用してよい。なお、直ちに対策が必要と判断される損傷を発見した場合には、速やかに監督員に連絡する。添架物件に損傷を発見した場合も監督員に連絡する。

- ・点検記録様式の作成

点検結果は、点検要領で定められた様式（電子データ）に必要事項を入力する。

- ・対策要否の判定

点検により、構造物の変状を把握したうえで、点検部位毎、変状内容毎の対策の要否について、判定を行う。対策が必要と判定された変状部位に対しては、変状原因を特定し、適切な工法を選定する。なお、第三者被害のおそれがある変状が認められた場合は、応急的な措置を実施したうえで判定を行うこととする。

- ・施設毎の健全性の診断の実施

「総点検実施要領(案)【道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置編】平成 25 年 2 月 国土交通省道路局」を参考として取り決めた判定区分による施設毎の健全性の診断を、各施設の点検結果及び対策要否の判定を基に行う。なお、部材単位の健全性の診断は、行わないものとする。

【判定区分】

- | | |
|-----------|---|
| 判定区分Ⅰ | : 構造物の機能に支障が生じていない状態 |
| 判定区分Ⅱ | : 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態 |
| 判定区分Ⅲ | : 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態 |
| 判定区分Ⅲ【緊急】 | : 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態 |

(4)路面境界部調査

基礎型式が埋め込み型で調査条件に該当する施設を対象に、路面境界部（土砂部）の調査を実施するものとする。

(5)報告書作成

点検結果を一覧表に取りまとめ、帳票類をまとめて報告書を作成する。

2. 道路照明施設管理台帳更新

(1)当年度点検分

当年度の点検結果を基に、台帳データリストおよび位置情報データを更新する。

(2)過年度修繕分

令和 5 年度以前に修繕により LED 化された道路照明施設を対象に、台帳更新に必要な資料を収集し整理した結果を基に、台帳データリストおよび位置情報データを更新する。

【收集整理する資料】

- (ア)道路照明灯及び防犯灯修繕図書
- (イ)最新版道路照明施設管理台帳データリスト（エクセル形式）
- (ウ)最新版道路照明施設位置情報データ（シェープ形式）

- (エ)最新版地形図データ (DM 形式)
- (オ)最新版航空写真データ (GeoTIFF 形式)
- (カ)その他業務の遂行に必要なもの

※その他注意事項

- (イ)最新版道路照明施設管理台帳データリスト (エクセル形式)
- (ウ)最新版道路照明施設位置情報データ (シェープ形式)

については、磐田市地理情報システムへの搭載を想定しているため、過年度の業務成果を参考に当該データを作成すること。

(3)成果とりまとめ

業務において作成した成果をとりまとめる。

第5条 打合せ協議

打合せは、下記の区切りにおいて行うものとする。なお、打合せ結果は議事録にとりまとめ、監督員へ提出するものとする。

(1)業務着手時

業務計画書等を基に、業務内容、業務実施方法等の打合せを行うとともに、点検及び道路照明施設管理台帳更新に必要な資料等の貸与を行う。

(2)中間時

現地踏査終了時または現地での点検終了時等の区切りにおいて2回行う。

(3)成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

第6条 成果品

成果品は、以下のものを納入するものとする。

- (1)報告書 (A4 版) 1 部
- (2)電子データ (CD もしくは DVD) 2 部

- ・ 報告書
- ・ 道路照明灯点検結果
- ・ 道路照明施設台帳データ

- (ア)道路照明施設台帳データリスト (エクセル形式)
- (イ)道路照明施設位置情報データ (シェープ形式)
- (ウ)道路照明施設台帳データビューアー (PVP 型式)

(3)その他監督員が必要と認めるもの